

特定非営利活動法人 日本小児循環器学会

小児期発症心疾患実態調査

データ利用 費用規定

第1条 この規約は、小児期発症心疾患実態調査のデータの二次利用に関する手引きに基づき、データ利用申請者に対するデータの利用に係る費用を定める。

第2条 データ利用申請者は、研究利用の承認が得られた後に、速やかに第3条に定義された費用を支払う必要がある。支払いが生じる場合、データの提供は、学会事務局にて入金を確認された後に行うものとする。

第3条 研究利用に伴う費用負担を以下に定める。

データ種類	正会員	賛助会員	非会員
施設別データ（施設匿名化）	無料	無料	100,000 円
施設別データ（施設名あり）	無料	100,000 円	300,000 円

（全て税別）

上記費用は小児期発症心疾患実態調査のデータ提供に係る費用負担であり、アプリケーション・旅費交通費等の別途解析に必要な費用はデータ利用申請者の自己負担とする。

第4条 本規約の改廃は、学術委員会・データベース部会で審議し、理事会の承認を得て行う。